

※2店舗以上申請される場合は、本紙をコピーしてお使いください

様式4

【令和2年9月以降に開業した店舗用】店舗ごとの協力金計算書

| | | | |
|------------------|--|-----|--|
| 法人名または 個人事業主名 | | 店舗名 | |
|------------------|--|-----|--|

1. 時短要請前の1日あたり飲食業売上高（以下「算定基準売上高」）の計算方法

開店日から令和3年8月19日までの売上高（ア） 円 ※ チェック

※消費税及び地方消費税、テイクアウトやデリバリー（出前・配達）、飲食事業以外の売上を除いています

開店日から令和3年8月19日までの日数合計（イ） 日 ※営業日ではありません

算定基準売上高は (ア) ÷ (イ) = 円 (1円未満の端数切り上げ)

2. 店舗ごとの協力金計算方法

○売上高方式：中小企業と個人事業主の場合

令和3年7月21日以降開店の場合、1日あたりの協力金は2万5,000円になります。

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

- A. **算定基準売上高** が8万3,333円以下（飲食業売上高が確認できる書類は不要）
→ 1日あたりの協力金は2万5,000円。協力金交付額は **30万円** です（2万5,000円×12日）
- B. **算定基準売上高** が8万3,333円超、25万円未満
飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）
- ①1日あたりの協力金は算定基準売上高×0.3＝（ウ） 円
※千円未満の端数切り上げ。2万5,000円以下の場合はAの該当者です。
- ②店舗の協力金交付額は（ウ）×12日＝ 円
- C. **算定基準売上高** が25万円超
飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）
→ 1日あたりの協力金は7万5,000円
→ 店舗の協力金交付額は **90万円** です（7万5,000円×12日）

○売上高減少額方式：大企業の場合（中小企業・個人事業主も選択可能）

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

- D. **算定基準売上高** よりも令和3年8月の1日あたりの売上高が低い場合
飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）
- ①令和3年8月売上高＝（エ） ※ チェック
- ※消費税及び地方消費税、テイクアウトやデリバリー（出前・配達）、飲食事業以外の売上を除いています
- ②（エ）÷31日＝（オ） 円（1円未満の端数切り上げ）
- ③**算定基準売上高**－（オ）＝（カ） 円
- ④（カ）×0.4＝（キ） 円（千円未満の端数切り上げ）
- ⑤**算定基準売上高**×0.3＝（ク） 円（千円未満の端数切り上げ）
- ⑥（キ）・（ク）・20万円のいずれか低い額（ケ） 円
- ⑦店舗の協力金交付額は（ケ）×12日＝ 円